

「農村災害復旧専門技術者」の認定等について

1 「農村災害復旧専門技術者」認定制度について

防災・減災に関し自助、共助、公助による対応が求められているところであり、農地・農業用施設の災害復旧に関しても、行政だけではなく地域住民等の幅広い参画の重要性が高まっています。

このような状況の中で、災害復旧業務を迅速かつ的確に実施するためには専門的な知識を必要とすることから、災害復旧の現場から「一定の技術水準を持った技術者による支援」を求める声が寄せられています。

このため、災害復旧に携わった経験のある技術者を全国レベルで認定登録し、限られた貴重な方々に効果的かつ効率的に活躍してもらうために「農村災害復旧専門技術者」の認定制度を設けております。

本制度は、農地・農業用施設の災害復旧事業の応急措置や査定に係る技術支援等を行うことができる人材を「農村災害復旧専門技術者」として認定し活動していただく制度です。

2 農村災害復旧専門技術者の認定申請要件

(1) 公共事業の設計、積算、施工等の実務経験が10年以上（うち農業農村整備事業にかかる期間が5年以上）で、かつ以下のいずれかに該当する者

- ①災害査定官経験者
- ②農地、農業用施設等の災害査定に係る業務（査定・随行で3日以上業務を1回とする）の経験3回以上に該当する者
- ③行政、団体等における農地、農業用施設等の災害復旧担当4年以上に該当する者
- ④農地、農業用施設等の災害復旧設計書作成（技術士、農業土木技術管理士、RCCM（農業土木）のいずれかの資格を持ち管理技術者として）3件以上に該当する者

(2) 上記要件を充たした上で「災害復旧技術向上のための講習」を受講し、小論文を提出した者

注：都道府県土地改良事業団体連合会等が行う講習も（2）の講習に代えることができることになっています。詳細はそれぞれの講習会実施者にお問い合わせ下さい。

3 小論文

小論文のテーマ

「災害復旧に係る実経験を踏まえ、災害復旧を適切に実施するための留意点について述べよ」（400字以上800字以内）※HPの様式を使用

4 小論文提出の方法

講習会修了後2週間以内（最終締め切り2月28日）に講習修了証（写）に小論文及び申込書類（様式2, 3, 4）を添えて、全国水土里ネットシステム開発部に提出（郵送可：当日消印有効）

5 認定について

農村災害復旧専門技術者認定運営委員会で申込者の経歴及び小論文を審査し認定します。認定された方には全国土地改良事業団体連合会会長の認定証を交付します。なお、認定有効期間は5年です。

6 更新認定について

認定を更新するためには「災害復旧技術向上のための講習」を2回以上（初回の受講は現認定証の交付日の属する年度の末日から3年以内、最終回の受講は現認定証の失効前の2年以内）受講することが必要です。（別添『認定期間・更新について』参照）

認定証については、現認定証を引き続き利用します。

（但し希望があれば再発行しますが、経費として500円が必要となります）

7 申込に必要な提出書類

受講申込者

- ①平成〇〇年度「災害復旧技術向上のための講習」受講申込書 － 様式1号
- ☆講習にかかる実費の負担をお願いする場合があります。

新規認定申請者

- ① 農村災害復旧専門技術者認定申請書 － 様式2号
 - ② 農村災害復旧専門技術者実務経歴書 － 様式3号
 - ③ 農村災害復旧専門技術者災害復旧関係経歴書 － 様式4号
 - ④ 「災害復旧向上のための講習」の講習会修了証書（写し）
- ☆認定審査に係る経費として500円が必要となります。

更新認定申請者

- ①農村災害復旧専門技術者の認定更新申請書 － 様式6号
- ②5年間の内に受講した更新講習の修了証書2枚（写し）

申込用紙（様式1～7号）等は全国水土里ネットのホームページ（<http://www.inakajin.or.jp/>）からダウンロードして使用することも可能です。インターネットが利用できない環境の方は、下記申込先までお問い合わせ下さい。

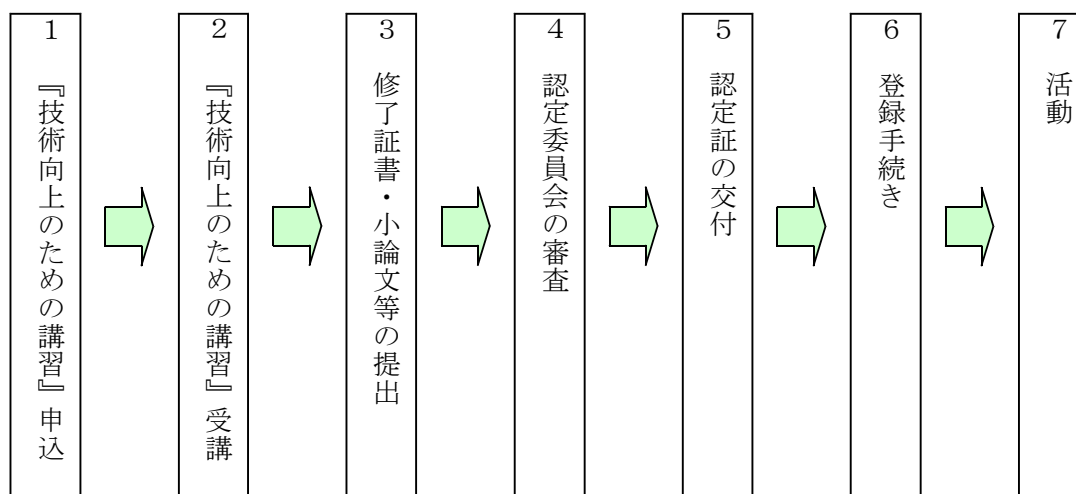
8 送付先・問い合わせ先

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-4砂防会館別館4階
全国水土里ネットシステム開発部 担当 山根、鶴田
TEL 03-3234-5594（直通）
FAX 03-3234-5670
全国水土里ネットホームページ（<http://www.inakajin.or.jp/>）【事業関係/農村災害復旧・農道台帳関係会員専用サイト/農村災害復旧関係専用サイト】

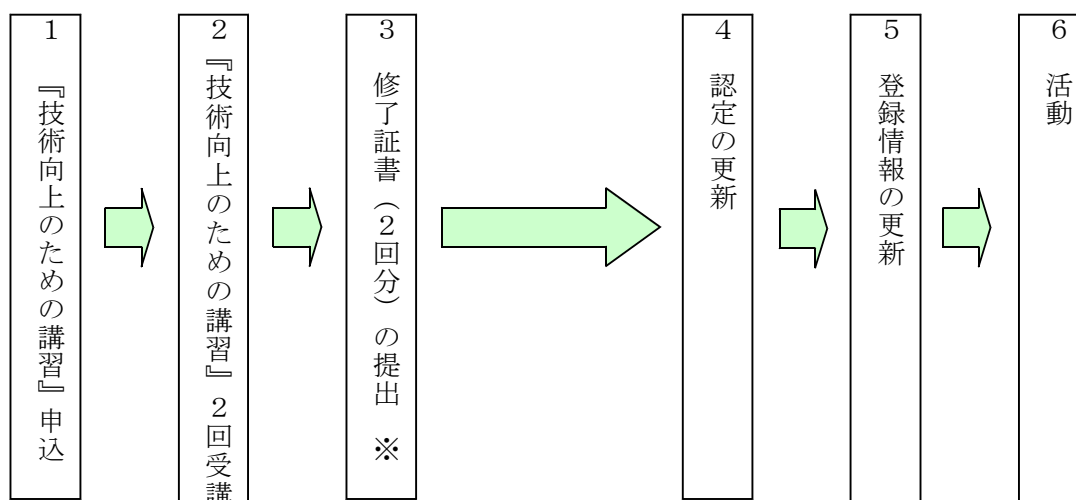
9 申込から認定・登録・活動までの流れ

申込から認定・活動までの流れは次のフローのようになっております。

新規認定者



更新認定者



※認定更新者は、前期と後期の修了証書2枚又は、認定規定第7条1項①の報告又は、②の講習テキストを習得した者が事務局へ報告し事務局よりリストが全土連担当者へ提出された場合（受講とテキスト習得の合計が2回）

※更新のスケジュールは別紙の『認定期間・更新について』を参照して下さい。

10 登録

認定された方は、農村災害復旧専門技術者登録調書（様式-7号）を農政局又は都道府県の事務局へ提出して下さい。提出先等につきましては、認定証送付時に案内します。

様式-7号は、認定者の登録、応援派遣計画の作成、派遣要請市町村等への紹介に使用します。

11 その他

具体的な活動等については、「農村災害復旧専門技術者の役割と活動」を参照して下さい。